平成２２年（フ）第３８３８号
東京都足立区千住元町22―21―201
破産者　佐々木幸一
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９０３号
東京都東村山市富士見町１丁目２―54―４―203
破産者　長野　裕介
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９５１号
東京都墨田区業平５丁目５―９―511
破産者　平間貴壽子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０８７号
茨城県古河市本町１丁目３―41―801、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚１丁目11―３―16
破産者　内山真由美
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１０３号
東京都清瀬市中里６丁目62―１―308、開始決定時の住所東京都西東京市下保谷５丁目12―24
破産者　松井　大輔
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１０４号
東京都練馬区東大泉３丁目19―１―502
破産者　阿部登志夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０３号
埼玉県戸田市氷川町３丁目13番６号
破産者　株式会社戸田製作所
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
埼玉県蓮田市大字駒崎1774番地１
破産者　山智物産昌平運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
さいたま市西区大字指扇字中島耕地116番地１
破産者　有限会社武組
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８００号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目50番11号
破産者　株式会社Ｊ・Ｂ・Ａ
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６３７号
東京都台東区台東４丁目18番11号
破産者　共同電子株式会社
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４号
東京都豊島区東池袋１丁目７番12号　湖月ビル
破産者　株式会社ジョイコーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５号
東京都文京区小石川２丁目15―17
破産者　水田　　浩
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７４号
東京都練馬区豊玉南２丁目23番６―303号
破産者　オーサキ通商株式会社
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７５号
東京都東大和市清水３丁目865番地コンフォート22　208号
破産者　大崎　満洋
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４１１号
神奈川県海老名市社家152番地
破産者　恵比寿エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８号
新潟県上越市中央１丁目27番11号
破産者　株式会社山城
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２３０４号
大阪市中央区南船場１丁目17番25号宮崎ビル内
破産者　株式会社坪田商事
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５５号
大阪市港区波除６丁目１番13号
破産者　株式会社林製作所
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４４号
大阪市大正区北村１丁目14番17号
破産者　株式会社仁和住建
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６３号
兵庫県西宮市津門大箇町８―６　サンライズ21―104号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区東粉浜１丁目７番16号
破産者　有限会社鈴木興産
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部